

建築物のライフサイクルカーボン削減に向けた施策の動向

令和8年3月5日

国土交通省 住宅局 参事官(建築企画担当)付
課長補佐 平山 鉄也

ライフサイクルカーボン評価 (LCCO₂評価)とは？

- 建築物のライフサイクル全体におけるCO₂を含む環境負荷(温室効果ガス)を算定・評価すること。

現在の省エネ規制との違い

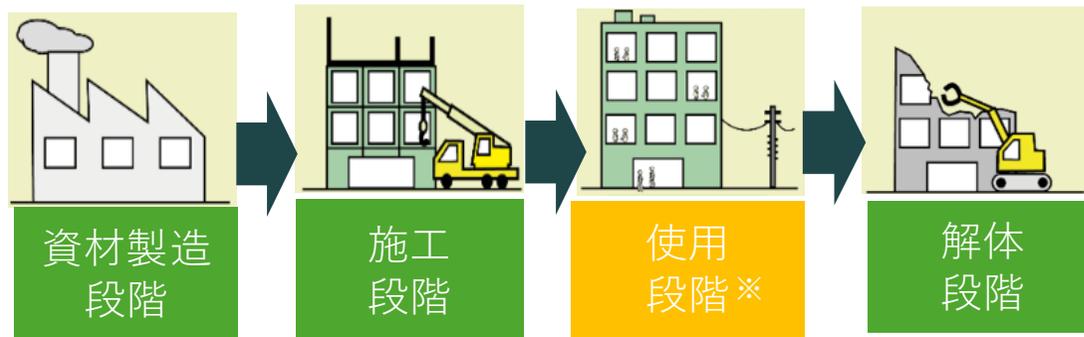
- 現在の省エネ規制は、「建築物使用時」の「エネルギー消費量」の削減を評価するものであるのに対して、建築物LCCO₂制度は、「ライフサイクル全体」の「CO₂等排出量」の削減を評価する点異なる。

アップフロントカーボン(資材製造段階)の算定方法のイメージ

「資材等の使用量」×「当該資材のCO₂等排出量原単位」の足し合わせ

$$\Rightarrow \text{「鉄の使用量●kg」} \times \text{「○kg-CO}_2\text{e/kg」} + \text{「コンクリートの使用量■kg」} \times \text{「□kg-CO}_2\text{e/kg」} + \text{「木材の使用量▲kg」} \times \text{「△kg-CO}_2\text{e/kg」} + \dots$$

建築物のライフサイクルのイメージ



ライフサイクルカーボン

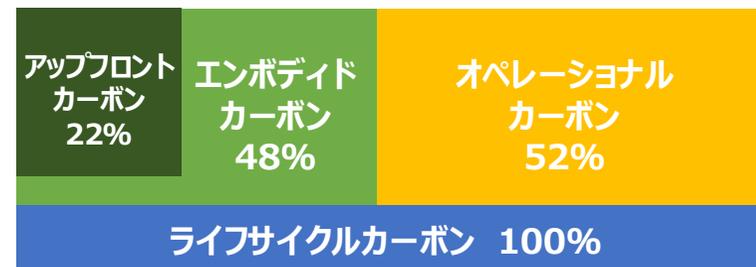
オペレーショナルカーボン

エンボディドカーボ

アップフロントカーボ

※エネルギー消費や水消費についてはオペレーショナルカーボン、修繕等についてはエンボディドカーボン

ライフサイクルカーボンの構成イメージ



J-CATケーススタディ平均値(全用途) N=26

設置概要

- 目的：建築物の脱炭素化に向けて、建築物LCAの制度に係る論点整理や検討を行う。
- 事務局：国土交通省住宅局

実施方針

- 以下の（１）及び（２）を検討事項とする。
 - （１）LCA実施・促進のための以下に関する制度的枠組み
 - 建築物LCAの実施を促す措置について
 - 建築物のライフサイクルカーボンの表示を促す措置について
 - 建築物のLCAに用いる原単位の整備について
 - （２）その他
- 会議は公開とし、議事要旨、議事録及び会議資料も全て公表する。
- 対面とオンラインのハイブリッド方式で開催し、リアルタイムでの動画配信を行う。

委員等

<委員>

- 有識者18名

座長：伊香賀俊治（慶應義塾大学 名誉教授、（一財）住宅・建築SDGs推進センター 理事長）

副座長：稲葉 敦（（一社）日本 LCA 推進機構 理事長）

<関係省庁>

- 農林水産省（林野庁林政部）
- 経済産業省（イノベーション・環境局、製造産業局、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部）
- 国土交通省（大臣官房 官庁営繕部、不動産・建設経済局）
- 環境省（地球環境局）

<オブザーバー>

- 建築主、設計者、施工者、建材・素材メーカー等の業界団体等

スケジュール

- 2025年6月から9月まで集中的に議論（全6回）。
- その後は必要に応じて開催。



建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた制度のあり方 中間とりまとめ 概要

内閣官房に設置された「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」において「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」（2025年4月）が策定・公表され、**2028年度を目途に建築物のLCCO₂評価の実施を促す制度の開始を目指す**こととされたことを踏まえ、**早急に講ずべき施策及びロードマップ**についてとりまとめた。

■ 早急に講ずべき施策の方向性

1. 各ステークホルダーの責務・役割の明確化

- 建築物LCCO₂評価及び削減に係る建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の責務・役割を明確化し、取組事項に係る指針の策定を検討すべき

2. 建築物のライフサイクルカーボン評価に係るルールの策定

- **建築物のLCCO₂の算定ルール**及び**算定結果の評価基準**を策定すべき

3. 建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す措置

- 比較的CO₂等排出量の大きい大規模建築物※¹は、**建築士が建築主に対して、設計する建築物においてLCCO₂評価を実施する意義等について説明した上で、建築主の求めに応じてLCCO₂の算定に適確に対応**することを義務付けることを検討すべき
※1 例：2,000㎡以上の住宅を除く建築物の新築・増改築
- 特にCO₂等排出量の大きい建築物※²については、**建築主に対して、国へのLCCO₂評価結果（自主評価）の届出**を義務付け、**設計時から自主的削減の検討を促す仕組み**を検討すべき
※2 例：5,000㎡以上のオフィスビルの新築・増改築
- 国の庁舎等におけるLCCO₂評価の先行実施を検討すべき
- LCCO₂評価に取り組む優良事業者の選定・公表の実施を検討すべき

4. 建築物のライフサイクルカーボン評価結果の表示を促す措置

- 建築物のLCCO₂評価結果に係る表示ルールの策定を検討すべき
- **LCCO₂評価結果に係る第三者認証・表示制度**の創設を検討すべき

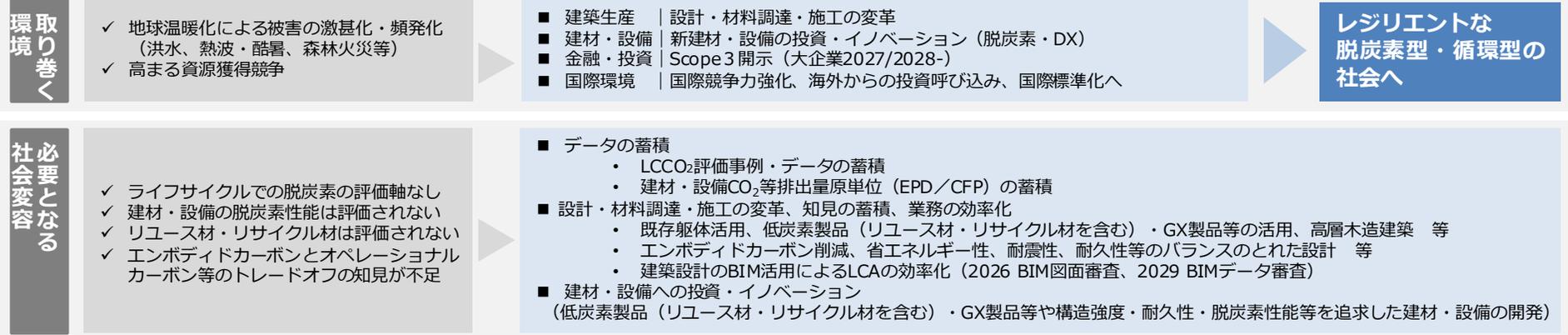
5. 建材・設備のCO₂等排出量原単位の整備

- **建材・設備CO₂等排出量原単位の整備方針**の策定及び**建材・設備における表示ルール**の策定を検討すべき

6. 建築物ライフサイクルカーボン評価を促進するための環境整備

- LCCO₂評価及び建材・設備CO₂等排出量原単位整備に対する支援等を検討すべき
- 産学官が連携して人材育成、体制整備を実施

建築物のライフサイクルカーボン(LCCO₂)の削減に向けたロードマップ



設置の趣旨

- 中長期的視点に立った住宅・建築物における環境対策に関する調査、審議
 - ✓ 低炭素社会を目指し、2050年までに相当程度の温室効果ガスの削減が必要。
 - ✓ 環境制約等を踏まえ、循環型社会への転換が求められる中で、長期にわたり使用可能な質の高い住宅・建築物の整備が必要。
 - ✓ こうした**低炭素社会、持続可能な社会の実現**に向け、個人の生活から都市の活動までを視野に入れた中長期的視点に立った環境対策のあり方について具体的かつ専門的に調査・審議するため設置。
- ※第25回建築分科会（平成20年9月1日）資料より

主な検討事項

- 建築物のライフサイクルカーボン評価を促進する制度
- 2030年ZEH・ZEB水準目標達成に向けた新築建築物の省エネルギー性能の一層の向上

審議スケジュール

- ライフサイクルカーボン評価の促進等を議題とし、第27回【10/10】、第28回【11/11】、第29回【12/12】での審議を経て、第30回【1/20】にて報告をとりまとめた。
- その後、第49回建築分科会【1/20】での審議を踏まえて、**今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第四次答申）**を社会資本整備審議会が【1/29】に公表

委員等（順不同、敬称略）

〔委員〕 (◎：部会長、○：部会長代理)

- ◎中埜 良昭 東京大学生産技術研究所教授
- 田辺 新一 早稲田大学創造理工学部建築学科教授
- 大橋 洋一 学習院大学法科大学院教授
- 高村ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター教授

〔臨時委員・専門委員〕

- 秋元 孝之 芝浦工業大学建築学部教授
- 伊香賀俊治 慶應義塾大学名誉教授
- 鬼沢 良子 NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長
- 後藤 美香 東京科学大学環境・社会理工学院教授

- 清家 剛 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
- 中村美紀子 (株)住環境計画研究所主席研究員
- 川島 範久 (公社)日本建築家協会環境会議委員
- 坂井 文 東京都市大学都市生活学部教授
- 澤地 孝男 (国研)建築研究所客員研究員
- 杉本由美子 (一社)東京都建築士事務所協会副会長
- 鈴木 大隆 (地独)北海道立総合研究機構理事
- 鈴木 康史 (一社)不動産協会環境委員会委員長
- 高井 啓明 (一社)日本建設業連合会カーボンニュートラル設計
- 高橋 健二 全国建設労働組合総連合住宅対策部長
- 中山 英彦 (一社)住宅生産団体連合会住宅性能向上委員会委員長
- 長澤 夏子 お茶の水女子大学基幹研究院自然科学系 教授
- 林 美樹 (公社)日本建築士会連合会環境部会委員

『今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第四次答申)』

「脱炭素社会の実現に向けた建築物のライフサイクルカーボン評価の促進及び省エネルギー性能の一層の向上について」の概要

<p>I. はじめに</p>	<p>建築物のライフサイクルカーボンは、我が国のCO₂等排出量の約4割を占めると推定され、建築物分野の脱炭素化は急務。また、2030年以降新築される住宅・建築物のZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保等の政府目標の実現に向けた建築物の省エネ性能の一層の向上の取組が重要。</p>	
<p>II. 建築物のライフサイクルカーボン評価の促進</p>	<p>(1)建築物のライフサイクルカーボン評価の促進に係る制度導入の考え方</p> <p>2028年度を目途に建築物のLCCO₂評価の実施を促す制度の開始を目指す</p> <p>以降も制度の段階的導入により、設計・施工・資材調達の変革を促し、脱炭素社会・循環型社会の実現を目指す。エネルギー・資源安全保障にも寄与することが期待される</p> <p>(2)各ステークホルダーの責務・役割の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の役割が必ずしも明確ではない <p>(3)建築物のライフサイクルカーボン評価に係るルール策定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国における統一的な算定ルール、評価基準が存在しないため、削減に向けた検討や設計内容による比較が困難 <p>(4)建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大手不動産事業者等においては、遅くとも2028年よりScope3開示が求められる ・ 建築主、設計者間でのLCCO₂評価に係る対話および評価の実施が少ない ・ 中小規模の建築物の関係事業者の練度に関する配慮が必要 ・ 住宅については、住まいのアフターデリバリティの確保への配慮が必要 ・ 国や積極的な事業者等による先行的な実施などによる市場けん引が課題 <p>(5)建築物のライフサイクルカーボン評価結果の表示を促す措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定・評価結果の表示ルールや第三者認証・表示制度がないため、LCCO₂削減に取り組んだ建築物の環境性能がアピールできず、市場において選択されない <p>(6)建材・設備のCO₂等排出量原単位の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建材・設備CO₂等排出量原単位の整備が課題 ・ 低炭素製品等の選択性を向上させるための環境の整備が必要 <p>(7)建築物ライフサイクルカーボン評価を促進するための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LCCO₂評価及び建材・設備CO₂等排出量原単位整備の技術的・金銭的ハードルがある ・ LCCO₂評価及び建材・設備CO₂等排出量原単位整備の専門家が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物LCCO₂評価及び削減に係る建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の責務・役割を明確化し、取組事項に係る指針を策定することを検討すべき ・ 建築物のLCCO₂の算定ルール及び算定結果の評価基準を策定すべき ・ 比較的CO₂等排出量の大きい大規模建築物は、建築士が建築主に対して、設計する建築物においてLCCO₂評価を実施する意義等について説明した上で、建築主の求めに応じてLCCO₂の算定に適切に対応することを義務付けることを検討すべき ・ 特にCO₂等排出量の大きい建築物については、建築主に対して、国へのLCCO₂評価結果(自主評価)の届出を義務付け、設計時から自主的削減の検討を促す仕組みを検討すべき ・ 国の庁舎等におけるLCCO₂評価の先行実施を検討すべき ・ LCCO₂評価に取り組む優良事業者の選定・公表の実施を検討すべき ・ 建築物のLCCO₂評価結果に係る表示ルールの策定を検討すべき ・ 建築物のLCCO₂評価結果に係る第三者認証・表示制度の創設を検討すべき ・ 建材・設備CO₂等排出量原単位の整備方針の策定及び建材・設備における表示ルールの策定を検討すべき ・ LCCO₂評価及び建材・設備CO₂等排出量原単位整備に対する支援を検討すべき ・ 産学官が連携して人材育成、体制整備を実施
<p>III. 建築物の省エネルギー性能の一層の向上</p>	<p>(1)新築建築物における省エネ基準への適合の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2025年4月に省エネ基準適合が義務化され、省エネ性能の底上げ(ボトムアップ)が図られた ・ 今後の基準の引上げも見据え、設計者、施工者等の更なる技術力の向上や、自治体や機関等の審査側の体制確保・強化が必要 <p>(2)省エネ基準の段階的引き上げを見据えたより高い省エネ性能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度時点で、新築住宅・建築物のZEH・ZEB水準への適合率は、それぞれ約46%、約37%に留まっている ・ 2030年新築ZEH・ZEB水準目標や、2050年ストック平均ZEH・ZEB水準目標を踏まえ、より高い省エネ性能の確保(トップアップ)に向けた取組が必要 <p>(3)既存建築ストックの省エネルギー化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2050年ストック平均ZEH・ZEB水準目標等の達成に向けては、住宅・建築物の省エネ改修の促進を図ることが必要 ・ 既存建築ストックの省エネ性能の向上にあたっては、省エネ性能の確認が容易ではないことや、コストが高くなるなどの課題がある <p>(4)建築物における再生可能エネルギーの利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の中期目標等の達成に向けては、建築物分野においても再生可能エネルギーの利用の促進を図ることが必要 ・ 建築物における再生可能エネルギーの利用の促進については、地域の気候条件など地域の実情に応じた取組を進めていくことが必要 ・ ペロブスカイト太陽電池について、実証事業の知見を生かした対応が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計者、施工者等の申請側、自治体や機関等の審査側等における体制整備への支援を継続すべき ・ 所管行政庁における気候風土適応住宅の基準策定への支援を継続すべき ・ 住宅トップランナー制度の対象事業者のうち、特に多くの住宅を供給する事業者に、当該事業者ごとの実績を踏まえて、より高い省エネ性能を確保することを求める仕組みを導入すべき ・ ZEH・ZEB水準の省エネ性能を有する建築物の計画を認定する性能向上計画認定制度について、特殊な構造・設備を用いる場合の省エネ性能を別途評価し、大臣が認定する仕組みを導入すべき ・ 今後の基準の引上げを見据え、非住宅建築物の段階的な基準の引上げの予定通りの実施や、用途別の課題分析を行うとともに、技術的検証に基づく建築物省エネルギー性能基準やその運用の合理化を継続すべき ・ ZEH・ZEBやGX志向型住宅など、より高い省エネ性能を有する建築物に対する支援の継続・充実や、機器・建材トップランナー制度を通じた高性能の機器・建材の普及とコスト低減に向けて関係省庁と連携すべき。 ・ 住宅トップランナー制度の運用や、省エネ性能表示制度の充実・活用促進、公共建築物における先行した取組を継続すべき ・ 新築住宅・建築物への支援について、基準引上げに先行したZEH・ZEB水準への適合要件化を検討すべき ・ 省エネの効果に関する周知普及や、部分的・効率的な省エネ改修の普及促進を図るべき ・ 住宅金融支援機構による省エネリフォーム融資制度の活用促進、窓の断熱改修、高効率給湯器の導入等の支援の充実・強化に向けた経済産業省・環境省との連携、国と地方公共団体による協調補助の仕組みの充実を図るべき ・ 既存住宅の省エネ部位ラベルの普及促進を図るとともに、既存建築物のエネルギー消費量の実績値に基づく省エネ性能表示についての検討を進めるべき ・ 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度について、地域の意向を踏まえ区域設定を進めることが重要 ・ ZEH・ZEB等の再生可能エネルギー利用設備が設置された建築物についての支援の継続に向けた経済産業省・環境省との連携、太陽光発電設備設置率の目標を設定した住宅トップランナー制度の確定的な運用を継続すべき ・ ペロブスカイト太陽電池について、太陽光発電設備の設置が困難な場所への設置や建材一体型の活用等に係る需要の創出に取り組むべき
<p>IV. 引き続き検討すべき課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物のライフサイクルカーボン評価の段階的制度化における第2ステップの検討 2. 削減実績量や削減貢献量といったGX価値を有する建材・設備の評価のあり方の検討 3. 具体的な建材・設備等の仕様、性能及びコスト等を踏まえたZEH・ZEB水準の水準を超える省エネ性能の目標設定のあり方の検討 4. 脱炭素化の促進にも資する既存建築ストックの活用に向けた対応 <p>V. おわりに</p> <p>国土交通省においては、本答申を踏まえ、関係省庁等とも連携の上、必要な制度見直し等を速やかに実施し、建築行政に求められる役割を的確に果たすべき</p>	



Press Release

令和8年2月20日
大臣官房総務課

第221回国会（特別会）提出予定法律案について

第221回国会（特別会）に提出を予定している国土交通省関係の法律案は、別添資料のとおりです。

【問合せ先】
 国土交通省大臣官房総務課
 企画専門官 橋本（内線：21-472）、田代（内線：21-462）
 代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8184

別添

第221回国会（特別会）提出予定法律案

国土交通省 総計5件

件名	要旨	国会提出予定時期
物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案	最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事柄の変化を踏まえ、貨物自動車相互間の中継輸送を促進するため、貨物自動車中継輸送事業（仮称）について、その計画の認定及びその実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例等の措置を講ずる。	3月上旬
都市再建部を改	か、鉄道事業再構築事業の内容を拡充する等の措置を講ずる。	
地域公再生に改正す	下水道施設の一部を改正する法律案 下水道施設の老朽化や人口減少に対応し、強靱で持続可能な下水道の実現に向けた基盤の強化を図るため、都道府県による広域連携推進計画（仮称）の策定、下水道管理者による施設の工事及び維持管理の状況の公表の義務化、下水道区域の見直し等の措置を講ずるとともに、道路における下水道管等の占用物件の適切な維持管理の確保を図るため、道路管理者と道路占有者との間の占用物件等の維持修繕に関する協定制度の創設等の措置を講ずる。	3月下旬
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案	建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び脱炭素化の促進を図るため、住宅市場に占める割合が特に大きい建築主等に建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標の達成のための中長期計画の作成を義務付けるとともに、建築物通算炭素排出量評価（仮称）の結果の建築主による届出の義務付け及び当該届出に係る報告、建築物のエネルギー消費性能及び建築物通算炭素排出量評価の認証制度の創設等の措置を講ずる。	3月下旬